

愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 平成29年7月28日（金）午前10時から午前10時35分まで
- 2 場所 自治センター 5階 研修室
- 3 議事
 - (1) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員6名、説明のために出席した職員9名、都市計画決定権者等10名
- 5 傍聴人
なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 議事録の署名について、二宮部会長が葉山委員と山田委員を指名した。
 - ・ 資料1から資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【東海林委員】資料1の指摘事項1別添資料について、工事用車両の台数も記載されているが、県道405号の場合、工事が始まると現状のごみの搬出入車両480台に、工事用車両の228台が加わると考えてよいか。
- 【事務局】ご指摘のとおりである。
- 【東海林委員】県道406号では工事用車両が12台発生するとしているが、工事用車両のほとんどは県道405号を使用するということによいか。
- 【事務局】県道406号はあまり広くない道路であることから、部会委員からの指摘を踏まえ、特に大型の工事車両はできる限り406号を使用せず、405号を使用することとした。
- 【葉山委員】ごみの搬出入車両台数について、現状に比べて将来を減らすとしているが、どのようにして減らすのか。
- 【事務局】現在の豊橋市資源化センターは1日当たり550トンのごみ処理能力を持っているが、将来は、ごみの減量化等を進めることによって、田原市のごみを処理する分を含めても、1日当たり520トンの能力にしている。燃やすごみの量が減れば、それに伴ってごみの搬出入車両も減ることになる。

【谷協委員】豊橋市と田原市それぞれで、ごみの収集車両を何台所有しているのか。

【都市計画決定権者】豊橋市は委託車両も含めて約 90 台である。田原市は全て委託しているが、約 40 台である。

【谷協委員】ごみ収集車両は何年ぐらい使用するものなのか。

【都市計画決定権者】走行距離や使用年数をみながら検討することになるが、おおよそ 8 年から 10 年ぐらい使用している。

【谷協委員】ごみ収集車両のうち、低公害車が占める割合はどれぐらいか。

【都市計画決定権者】今資料を持ち合わせていないので、正確な数字は分からないが、できる限り低公害車を導入している。

【谷協委員】低公害車を導入するための方針などを決めているのか。

【都市計画決定権者】できる限り導入するように努めている。

【事務局】補足だが、方法書 24 ページのとおり、将来は低公害車の使用に努めるとしており、それを踏まえて、環境影響評価を行うこととなる。

【山田委員】豊橋市長から、景観配慮に関する意見が出されている。このことについて、建物の周囲に緑地を十分に整備することにより、建物の上部まで隠すのは難しいとしても、できるだけコンクリート構造物が見えないような配慮が必要だと思う。現時点でどのような計画を考えているのか。

【事務局】将来の計画については、今後検討されるが、方法書 25 ページのとおり、将来は緑地帯を積極的に設けるとしているので、それを具体化したものが準備書で示されることになる。

なお、豊橋市長の意見については、その趣旨を資料 3 の部会報告案に盛り込ませていただいた。

【山田委員】建物のコンクリート構造物が全部見えるようなことはできる限り避けて、植樹などの配慮を検討されたい。

【谷協委員】資料 1 の指摘事項 1 別添資料については、解体工事に起因する工事車両の台数は示されていないということでしょうか。

【事務局】工事中において最大で発生する工事用車両の台数を示しているので、解体工事においても、この台数を超えるものではないと考えている。

【谷協委員】解体工事車両の走行で気になるのは、ダイオキシンやアスベストの飛散がないかということだが、それに対する措置として、市街地を通らずに郊外搬出するというでしょうか。

【事務局】関係法令を遵守し、影響がないよう最大限措置されるものと考えている。

【葉山委員】山田委員の景観に関する意見に関連して、周辺景観と調和させることは非常に難しい問題だと思う。隠すという方法と、見せるという方法の両側面の対応があると思う。巨大な建築物というのは、全部を隠すことはできないので、存在自体が多くの人々が納得できる範囲にあること、あるいは存在自体が景観として評価されるものであることが求められると思う。そのため、今後議論が見える形で、建物の外観の検討を進めていただきたい。

【事務局】ご指摘のとおり全てが隠れるものではないので、できる限り緑地を整備するとともに、色彩等に十分配慮して計画を検討することが重要であると考えている。都市計画決定権者は、準備書の段階で、検討の経緯を丁寧に説明し、

実行可能な範囲で景観への影響が回避、低減できているかを示す必要がある。

【山田委員】現状と将来の煙突の高さはどれぐらいか。

【事務局】現状は59mであり、将来も59mを検討している。

【二宮部会長】部会報告案2（1）では「解体撤去工事」の文言を用いて、解体工事を含めているが、2（2）では「工事中及び供用時」としていて、解体工事を含めていないので、2（2）にも「解体撤去工事」を追加してはどうか。

【事務局】方法書22ページのとおり、解体工事も含んだ工事全体の時期を「工事中」としている。部会報告案2（1）は、解体撤去工事に関する項目選定がなされていなかったため、その点を強調するために「解体撤去工事」という文言を入れさせていただいた。

【二宮部会長】「工事中」には、解体工事も含むということで理解した。

「解体撤去工事」には、田原リサイクルセンターの解体工事も含んでいるのか。

【事務局】計画が未確定な事項であり、今回の環境影響評価には含めていない。ただし、部会報告案1（5）のとおり、田原リサイクルセンターの解体工事の計画が準備書までに決まれば、それも踏まえて環境影響評価を行うこととなる。

【二宮部会長】ただいま事務局から説明のあった部会報告案について、特段、修正を要する意見もないようなので、この案のとおり部会報告としてよろしいか。（委員から意見等はなし）

- ・ 資料3の「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に関する部会報告（案）」を、そのまま部会報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会